

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>Ⅲ. 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ-1-6-1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、<u>被災者等の状況</u>に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>(3) 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>認可特定保険業者において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う事務所等を、<u>速やかに</u>掲示等の手段を用いて告示す</p>	<p>Ⅲ. 認可特定保険業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>Ⅲ-1-6 災害における金融に関する措置</p> <p>Ⅲ-1-6-1 災害地に対する金融上の措置</p> <p>政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置</p> <p>保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、<u>契約者のり災の状況</u>に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずることを要請する。</p> <p>(3) 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>認可特定保険業者において、窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う事務所等を、<u>掲示等の手段を用いて告示するととも</u></p>

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>るとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、関係者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>Ⅲ－１－６－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>に、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、関係者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>Ⅲ－１－６－２ 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、認可特定保険業者に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p>